

## 共通Q A

Q 1 小規模多機能型居宅介護登録者も現行相当サービスを利用できますか。

A 1 現行相当の基準に基づくため、利用できません。

Q 2 複数の訪問型・通所型サービス事業所を利用することはできますか。

A 2 現行相当の基準に基づくため、利用できません。

Q 3 通所型サービスと訪問型サービスを併用して利用することはできますか。

A 3 現行同様に可能です。

### 【 現行相当の基準に基づくとは 】

指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び

指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号・厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）

に準じます。 現在、併用が認められるものは同様に認め、認められないものは認められません。

Q 4 月単位の日割事由は、介護予防給付と同じですか。

Q 4 総合事業は、「利用者との契約開始」・「利用者との契約解除」が新たに設けられています。

Q 5 回数ごとの単位は、計画と実績のどちらによりますか。

A 5 計画に位置付けられた単位区分です。

Q 6 徳島市の被保険者（住所地特例者を除く）が他市町村の事業所で、総合事業を利用できますか。

A 6 徳島市の被保険者（住所地特例者を除く）が、他市町村の事業所で総合事業を利用する際、事業所が、みなし指定（A 1・A 5）を受けている場合は、利用できます。

みなし指定を受けていない事業所は徳島市の指定を受ける必要があります。

※住所地特例者は、住所地の市町村が指定する事業所を利用できます。